

都立高等学校の入学料の減免制度について

都立高等学校では、入学料の納付が経済的に困難な家庭について、入学料を減額又は免除する制度があります。入学料の減免を希望する方は、**入学料は納付せずに、下記の受付期間内に申請してください。**

記

1 入学料減免対象者(下記のいずれかに該当する方が対象となります。)

減 免 対 象 者	免除金額	備 考	入 学 料		
① 生活保護受給世帯	全額免除		全日制	定時制	通信制
② 生活保護受給世帯と同程度の世帯	全額免除	生活保護認定額と世帯の収入額を比較して決定します。	5,650 円	2,100 円	500 円
③ 生活保護受給世帯に準ずる世帯	1/2 減額				

2 申請方法及び受付期間

(1) 申請方法

減免を申請する方は、入学予定の学校の経営企画室に、**入学料の納入通知書兼領収証書(合格発表時に学校がお渡ししたもの)と必要書類(裏面参照)**を受付期間内に提出してください。

(2) 受付期間

3 月 2 日 (月曜日) から 3 月 9 日 (月曜日) 9 時 から 1 5 時まで

入学料減免申請の受付期間は、合格発表日の翌日から起算して 5 日以内です。(5 日目が土・日・祝日に当たる場合はその翌開庁日となります。)

受付期間経過後は、入学料減免申請を受け付けませんので、御注意ください。

なお、3月7日(土曜日)及び8日(日曜日)は、経営企画室窓口での受付はしていません。

平日に来校していただくか、郵送(簡易書留)による申請(2月9日必着)をお願いいたします。

(3) 留意事項

ア **減免申請をする場合は、入学料を納付しないでください。**ただし、既に納付済みの場合にも減免申請は可能です。審査の結果、減額又は免除の決定を受けた場合には、入学料を還付します。

イ 審査の結果は、文書で通知します。

なお、審査の結果、減額又は減免不可の決定を受けた方には、改めて納付期限を設定した納付書をお渡ししますので、期限までに納付してください。入学料の納付がない場合は、入学許可予定を取り消すことがありますので、御注意ください。

3 申請に必要な提出物

減免申請をする方は、入学料の納入通知書兼領収証書(合格発表時に学校がお渡ししたもの)と下記書類を提出してください。

提出書類に不足のないよう御注意ください。

対 象 世 帯	提 出 書 類
全員提出が必要なもの	・ 入学料減免申請書（申請者が記入・作成）
①生活保護受給世帯	・ 生活保護受給証明書（福祉事務所発行のもの）
②生活保護受給世帯以外の世帯	・ 世帯状況届（申請者が記入・作成） ・ 住民票記載事項証明書（区市町村発行のもの）または住民票の写し ・ 収入に関する証明書（別表1を参照） ・ 世帯に関する証明書（別表2を参照）

【別表1】 収入に関する証明

収入の状況	提 出 書 類
給与収入のある方	前年分の源泉徴収票の写し
給与収入のある方で今年就職した方	給与証明書(雇用先発行のもの)
事業収入のある方	前年分の確定申告書の控の写し
年金収入のある方	年金改定通知又は振込通知書等最新の受給額を確認できる書類の写し
児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者	児童扶養手当・特別児童扶養手当証書の写し
失業等給付・訓練手当の受給者	雇用保険受給資格者証・訓練手当の金額が確認できる書類の写し
収入のない方 (税法上の被扶養者は提出不要)	最新の非課税(所得)証明書、前職の離職票の写し等、現在収入のないことを証明する書類

※ 非課税（所得）証明書は、総収入額が記載されたものを提出してください。

【別表2】 世帯に関する証明

世帯の状況	提 出 書 類	備 考 (説 明)
母子世帯	住民票記載事項証明書、児童扶養手当、遺族年金・母子年金等の受給証明等、母子世帯であることが確認できるもの	母子世帯、又は父子世帯(父母の一方又は両方が欠けている世帯)で18歳以下の児童及び20歳未満の障害児を養育するもの
障害者のいる世帯	身体障害者手帳、国民年金証書の写	障害者等級表の1～3級の障害者又は国民年金法施行令別表1・2級のいずれかのもの(愛の手帳1～3度、保健福祉手帳1～2級含む。)
在宅患者のいる世帯	結核又は栄養の補給が必要とすることが記載された医師の証明書又は診断書の写し	結核患者またはそれ以外の患者で3ヶ月以上の治療を必要し、かつ栄養の補給を必要とするもの
放射線障害者のいる世帯	厚生労働大臣の認定証の写し、被爆者手帳の写し等	原子爆弾被爆者及び放射線を多量に浴びたことに起因する負傷、疾病の患者
医療費の支出がある世帯	医療機関発行の証明書、領収書の写し	おおむね、3ヶ月以上継続して支出した医療費の金額(自己負担支出額)
高等学校等就学者のいる世帯	在学証明書(都立学校在学者は原則不要)	高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校に在学するもの